

随 意 契 約 実 態 調 査

結 果 報 告 書

令和7年2月

契 約 管 財 局

1 調査趣旨

- ・令和6年5月の大阪市会において、鯨死骸海上運搬処理業務委託（大阪港湾局）に関する報告に関し、競争性や金額決定において不透明になりかねない随意契約自体への不信感を市民が抱いていることから、随意契約を総点検されるべきとの指摘がなされたことを踏まえ、市長から、入札契約業務を所管している契約管財局において、調査内容を精査し随意契約の総点検を進めるよう指示があった。
- ・上記案件（以下「緊急特名随意契約案件」という。）には、次のような特徴があったことから、それらの観点を中心に令和5年度に契約締結された随意契約を調査することとした。

- ・「契約相手方の選定方法」「予定価格の考え方」「契約事務手続きの妥当性」に疑義のあるものであること ※用語の解説は3(1)及び参考のとおり
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用の緊急特名随意契約であること
- ・令和6年6月7日付けで入札等監視委員会意見「契約事務手続の適正化に向けて―「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局）の調査報告を受けて―」を受けていること

2 調査対象

随意契約 合計 50,719 件

※令和5年度契約締結分。「指定管理制度に基づく協定」・「不動産に関する契約」除く。

（根拠法令：「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」「地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号」「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項各号」）

※「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」及び「地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号」は、以下「類型第●号」という。

※「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項各号」は、以下「類型 WT0 第●号」という。

調査対象	件 数
類 型	50,658
類型 WT0	61
合 計	50,719

・「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号」及び「地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項各号」における類型別件数等

類 型	件数	趣 旨
第 1 号 (少額随契)	37, 265	金額の少額な契約まで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものを随意契約によることができるもの 例：比較見積
第 2 号 (特名随契)	11, 016	その性質又は目的が競争入札に適せず、特定の者を選定し随意契約によることができるもの。プロポーザル方式やコンペ方式を含む 例：特殊業務、密接不可分、手上げ方式など
第 3 号 (福祉施策)	50	物品の買入又は役務の提供において、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために随意契約によることができるもの
第 4 号 (新商品等)	0	中小企業等が新たな事業分野の開拓のために生産した「新商品」の買入において、産業活性化の一環といった一定の政策目的のために随意契約によることができるもの
第 5 号 (緊急随契)	1, 618	緊急の必要により競争入札に付することができないもの
第 6 号 (入札不利)	612	競争入札に付することが不利と認められるもの 現に契約履行中の事業者に引き続き実施させたとき、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるもの 例：暫定期間随契、密接関連
第 7 号 (著しく安価)	4	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるもの
第 8 号 (不落随契)	93	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに随意契約によることができるもの
第 9 号 (落札者辞退)	0	落札者が契約を締結しないときに随意契約によることができるもの
小 計	50, 658	—

- ・「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項各号」における類型別件数等

類型 WTO	件数	趣 旨
第 1 号 (特殊な技術)	25	特殊な技術にかかる物品等や特定役務の調達など、相手方が特定されているときに随意契約によることができるもの 例：特殊業務
第 2 号 (既調達物品等)	35	既に調達した物品等や既に契約を締結した特定役務につき、それらに接続して調達等をするとき、それらの調達相手方以外の者から調達をした場合に著しい支障が生ずるおそれがあるときに随意契約によることができるもの 例：密接不可分
第 3 号 (試作品等)	0	委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等(特定役務を含む)の調達をする場合に随意契約によることができるもの
第 4 号 (追加工事等)	0	既に契約を締結した建設工事の完成のために施工すべき、予見しがたい事由により生じた追加の建設工事で一定割合以下の金額での調達の場合に、既契約工事の調達相手方以外からの調達では工事の完成に著しい支障が生じるおそれがあるときに随意契約によることができるもの
第 5 号 (同種工事等)	1	計画的に実施する施設整備のための建設工事に接続して同種の建設工事の調達をする場合などに、既に契約を締結した建設工事の調達相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達相手方に比して著しく不利と認められるときに随意契約によることができるもの 例：密接関連
第 6 号 (審査結果)	0	建設物設計を目的とする契約で、一定の審査手続きで最も優れた案を提出した者として契約相手方が特定されているときに随意契約によることができるもの
小 計	61	—

3 調査の観点

(1) 観点の整理

観 点	整 理
①契約相手方の選定方法	随意契約にあっても、競争の理念に基づき、なるべく複数の者から見積書を提出させ、そのうち本市にとって最も有利で、かつ確実な条件を備えたものを選定することが適当である。 このため、比較見積のように競争性が働くなど、妥当性のある選定方法であるかの観点で調査を行うこととした。
②予定価格の考え方	予定価格とは、契約を締結するにあたってあらかじめ作成する契約金額の基準となる価格をいい、合理的な積算根拠が求められるもの。また、積算基準や定価の設定のない場合などは事業者からの下見積の徴取もやむを得ないものとしている。 随意契約にあっても、競争による契約と同様に如何なる価格で契約を締結することが適当か設定しておく必要があり、その算定は、客観的に説明できるものとするよう運用している。 このため、「積算基準」や「複数下見積」、「市場価格」など客観的合理性の有無の観点で調査を行うこととした。
③契約事務手続きの妥当性	随意契約をはじめとする調達契約に関する事項について、公正性、公平性、競争性の観点から、客観的な立場で調査審議を行い、契約事務の適正な執行の確保を趣旨として、各所属に契約事務審査会が設置されている。 このため、契約事務審査会での審議をはじめ、契約事務手続きが手順どおりに進められているかの観点で調査を行うこととした。
④緊急性	類型第5号規定の「緊急の必要」とは、災害等の客観的な事実により、競争入札による契約手続きをとることで、時期を失い、あるいは、契約の目的を達成することができなくなり、市民生活に支障をきたす、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがある、又は経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合のことをいう。 そのような観点から、一定の契約事務手続きの必要性なども勘案して、今回の調査においては、「急を要する事実発生日から契約日又は作業指示日までの期間が1月以内であること」を精査要否の基準とし、1月を超過するものを精査する観点で調査を行うこととした。

(2) 対象別の整理

「①契約相手方の選定方法」や「②予定価格の考え方」は、全ての契約の基礎となるため、全件、それらの観点で調査を行うこととした。

また、緊急特名随意契約案件が類型第5号を適用したものであったことから、「緊急の必要」がある場合にも、契約事務手続きを適正に行うとともに、その緊急性を証することができているかを調査するため、類型第5号（緊急随契）を適用した案件（以下「類型第5号（緊急随契）適用案件」という。）は、①②の観点に加え、「③契約事務手続きの妥当性」や「④緊急性」の観点でも調査を行うこととした。

類型・類型 WTO	観 点
各号共通	①契約相手方の選定方法 ②予定価格の考え方
類型第5号 （緊急随契）のみ	③契約事務手続きの妥当性 ④緊急性

4 調査方法

各所属から令和5年度に契約締結した随意契約案件の概要について提供を受け、第1次調査で「①契約相手方の選定方法」や「②予定価格の考え方」などで問題がないと認めるに至らなかったものを抽出し、第2次調査でそれらを精査することとした。

ただし、類型第5号（緊急随契）適用案件は、特に子細な確認を要することから、その全件を第2次調査において精査することとした。

(1) 第1次調査

令和5年度に契約締結した随意契約案件（類型第5号（緊急随契）適用案件除く）49,101件を次の要領により調査を行った。

その結果、子細な確認を要する案件が3,983件抽出されたため、第2次調査に移行し、精査を行うこととした。

調査手法	書面調査	
調査対象	49,101件 (令和5年度に契約締結した随意契約案件(類型第5号(緊急随契)適用案件除く))	
調査観点	①契約相手方の選定方法 ②予定価格の考え方	
問題抽出方法	①契約相手方の選定方法	根拠法令の趣旨と齟齬がないか確認 【具体例】 ・ 類型第6号 「暫定期間随契」「密接関連」以外は、子細な確認が必要 ・ 類型WTO第1号 「特殊業務」以外は、子細な確認が必要

		・類型 WTO 第 2 号 「密接不可分」以外は、子細な確認が必要 ・類型 WTO 第 5 号 「密接関連」以外は、子細な確認が必要
	②予定価格 の考え方	客観的合理性が確保されているかを確認 【具体例】 「1 者提示価格」「見積及び積算」「その他」の場合、客観的合理性に関して、子細な確認が必要
	その他	「根拠法令」と「契約方法」の整合性 【具体例】 ・類型第 1 号 契約方法「特名随意契約」の場合、比較見積を基本方針とする運用にそぐわないため、子細な確認が必要 ・類型第 2 号・類型 WTO 第 1、2、5 号 契約方法「比較見積」の場合、根拠法令の趣旨にそぐわないため、子細な確認が必要 ・類型第 6 号 契約方法「比較見積」の場合、根拠法令の趣旨にそぐわないため、子細な確認が必要 ・類型第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるものなのか、子細な確認が必要
第 2 次調査 移行対象	3,983 件	

(2) 第 2 次調査

子細な確認を要する案件について、次の要領により調査を行った。

調査手法	ヒアリング調査等		
調査対象	5,601 件	・ 第 1 次調査から移行したもの ・ 類型第 5 号（緊急随契）適用案件	3,983 件 1,618 件
調査観点	【各号共通】 ①契約相手方の選定方法 ②予定価格の考え方 【類型第 5 号（緊急随契）適用案件のみ】 ③契約事務手続きの妥当性 ④緊急性		

問題抽出 方 法	①契約相手方 の選定方法	選定方法に恣意性がないかを確認 【恣意性が疑われる例】 ・事業者リストを活用せず、自所属における過去の実績で契約相手方を選定している。
	②予定価格 の考え方	客観的合理性のある考え方で予定価格を設定しているかを確認 【客観的合理性が疑われる例】 ・他事業者も対応可能な契約内容であり、特段の理由がないにも関わらず、契約相手方だけの見積額で予定価格を設定している。
	③契約事務手続きの妥当性	1 契約事務手続きの順序として、次の順序となっているかを確認 (1) 指示書・承諾書にて作業を指示の後、契約を締結する場合 ①急を要する事実発生日 ②契約事務審査会開催日 ③作業指示日 ④契約日 (2) 契約締結後に作業を指示する場合 ①急を要する事実発生日 ②契約事務審査会開催日 ③契約日 なお、契約事務手続等を事前に調査審議する「包括審議」を行っている場合には、「②契約事務審査会開催日」が①以前の日程となる。 適切な順序となっていない場合： 「事後に契約事務審査会で審議」 2 契約事務審査会における審議で、「①契約相手方の選定方法」「④緊急性」について次の2点を確認 ①審議しているか 十分に審議していない場合： 「契約事務審査会の審議内容が不十分」 ②根拠資料が審議資料に含まれるか 含まれていない場合： 「契約事務審査会の審議資料が不十分」
	④緊急性	「急を要する事実発生日から契約日又は作業指示日までの期間が1月以内」でない場合に、相応の理由があるかを確認

	その他	・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の適用を行っているものの、入札を含めた発注方法の検討やよりふさわしい根拠法令の検討などを十分に行っているかを確認 行っていない場合： 「入札を含めた発注方法の検討を要するもの」 「根拠法令のよりふさわしい選択の推奨」 ・ 契約事務手続きの手順には沿っているものの、事務作業の方法などに改善の必要があるかを確認 改善の必要がある場合：「事務作業の改善が必要」 ・ その他、疑義のある点を精査
--	-----	--

5 調査結果

大きな問題となる案件は見受けられなかったものの、次のような契約事務手続き等で見直すべき事項のある案件が、合計 176 件あった。

類 型	件 数	詳 細
類型第 5 号 (緊急随契)	70	別紙 1 のとおり
その他	106	別紙 2 のとおり
合 計	176	—

なお、見直すべき事項のある案件に関わる所属には、既に指導を行っている。

(1) 類型第 5 号（緊急随契）適用案件 計 70 件

	①契約相手方の選定方法	②予定価格の考え方	③契約事務手続きの妥当性 その他の見直すべき事項	件数
ア	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分	27
	【契約事務審査会の審議資料が不十分】 「契約相手方の選定方法」「緊急性」の観点の両方又はいずれかにかかる根拠資料が審議資料に含まれていなかったもの			
イ	－	－	事務作業の改善が必要	20
	【事務作業の改善が必要】 契約締結時期を早めることが可能であったものや、1事業者からの対応可否の回答を得たのちに、次の事業者に対応可否を確認するなど、緊急の必要からは一度に複数者に対応可否を確認することも検討できたものなど			

ウ	—	—	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分	8
	【事後に契約事務審査会で審議】 契約日又は作業指示日の後に契約事務審査会を開催しており、契約事務手続きが適切な順序となっていなかったもの 【契約事務審査会の審議資料が不十分】 「契約相手方の選定方法」「緊急性」の観点の両方又はいずれかにかかる根拠資料が審議資料に含まれていなかったもの			
エ	見直し要	見直し要	契約事務審査会の審議資料が不十分	7
	【契約相手方の選定方法「見直し要」の理由】 他事業者も対応可能な契約内容であるにもかかわらず、実績のある事業者を選定するなど、一見すると恣意性が疑われる状況であったもの 【予定価格の考え方「見直し要」の理由】 上記により選定された契約相手方だけの下見積で予定価格を設定しており、一見すると客観的合理性に疑問のある状況であったもの 【契約事務審査会の審議資料が不十分】 「契約相手方の選定方法」「緊急性」の観点の両方又はいずれかにかかる根拠資料が審議資料に含まれていなかったもの			
オ	—	—	契約事務審査会の審議内容が不十分	4
	【契約事務審査会の審議内容が不十分】 契約事務審査会における包括審議で、「契約相手方の選定方法」「緊急性」の観点の両方又はいずれかについて、十分に審議していなかったもの			
カ	見直し要	見直し要	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分	3
	【契約相手方の選定方法「見直し要」の理由】 他事業者も対応可能な契約内容であるにもかかわらず、実績のある事業者を選定するなど、一見すると恣意性が疑われる状況であったもの 【予定価格の考え方「見直し要」の理由】 上記により選定された契約相手方だけの下見積で予定価格を設定しており、一見すると客観的合理性に疑問のある状況であったもの 【事後に契約事務審査会で審議】 契約日又は作業指示日の後に契約事務審査会を開催しており、契約事務手続きが適切な順序となっていなかったもの 【契約事務審査会の審議資料が不十分】 「契約相手方の選定方法」「緊急性」の観点の両方又はいずれかにかかる根拠資料が審議資料に含まれていなかったもの			

キ	—	—	事後に契約事務審査会で審議	1
	【事後に契約事務審査会で審議】 契約日又は作業指示日の後に契約事務審査会を開催しており、契約事務手続きが適切な順序となっていなかったもの			

※「④緊急性」は、精査の結果、見直すべき事項は確認されなかった。

(2) その他 計 106 件

	①契約相手方 の選定方法	②予定価格 の考え方	その他の見直すべき事項	件数
ア	－	－	最新の運用に改めるべき	80
	【最新の運用に改めるべき】 随意契約理由によると、過去の運用（予定価格が少額の場合に比較見積を省略することができる）に従ったような記載があることから、比較見積によることが基本方針である、最新の運用に改めるべきもの			
イ	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨	17
	【根拠法令のよりふさわしい選択の推奨】 随意契約締結そのものに問題はないものの、根拠法令のよりふさわしい選択を推奨するもの 例：類型第6号でなく第1号、類型第2号でなく第6号など			
ウ	見直し要	見直し要	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨	5
	【相手方選定方法「見直し要」の理由】 他事業者も対応可能な契約内容であるにもかかわらず、実績のある事業者を選定するなど、一見すると恣意性が疑われる状況であったもの 【予定価格の考え方「見直し要」の理由】 上記により選定された契約相手方だけの見積額で予定価格を設定しており、一見すると客観的合理性に疑問のある状況であったもの 【根拠法令のよりふさわしい選択の推奨】 随意契約締結そのものに問題はないものの、根拠法令のよりふさわしい選択を推奨するもの 例：類型第6号でなく第1号、類型第2号でなく第1号など			
エ	－	－	事務作業の改善が必要	2
	【事務作業に改善が必要】 事業者リストの作成、発注時期の検討など、より一層説明責任を果たすために改善を要するもの			
オ	－	－	契約事務手続きの改善が必要	1
	【契約事務手続きの改善が必要】 誤認による契約事務手続きの遅延等を改善するべきであったもの			

	—	—	入札を含めた発注方法の検討を要するもの	
力	【入札を含めた発注方法の検討を要するもの】 入札を含めて発注方法を検討するべきであったもの			1

6 今後に向けて

調査結果を踏まえ、見直すべき事項の背景には、次のような課題があると整理した。

(1) 契約相手方の選定方法

特に類型第5号を適用する緊急の必要のある事案において、過去の実績で契約相手方を選定するなど、一見すると恣意性が疑われるような手続きを行っていた。

この背景には、緊急の必要のある事案を想定し、事案ごとに事業者リストを作成し、その事業者リストからの選定方法を整理したうえで、契約事務審査会で事前に包括審議を行うなどの対応の必要性が十分に浸透していないという課題がある。

(2) 予定価格の考え方

(1)のような事案で、契約相手方のみの下見積で予定価格を設定しており、一見すると客観的合理性に疑問のあるものがあつた。

この背景には、下見積で予定価格を設定する場合には、それを依頼する事業者リストを作成し、その事業者リストからの選定方法を整理したうえで、契約事務審査会で事前に包括審議を行うなどの対応の必要性が十分に浸透していないという課題がある。

(3) 契約事務審査会関係

審議が契約締結後となっているもの、審議にあたって審議すべき着眼点が定かでないもの、審議資料に緊急性等の根拠資料が十分に含まれていないものがあつた。

この背景には、契約事務審査会で審議すべきポイントが十分に浸透していないという課題がある。

(4) その他

入札を含めた発注方法の検討を要するものや事務作業に改善が必要なものなどが見受けられた。

この背景には、随意契約は原則である一般競争入札に比して例外的な方法であり、根拠法令の各号で限定列举されている趣旨に則った場合にのみ適用できるものとの理解が不十分であること、競争性等を高めるための運用改善等を把握できていないこと、そもそも契約事務手続きの知識が不足していたことなどの課題がある。

これらの課題の解消に向け、マニュアル等を改めるなどし令和6年度内に全所属に対して周知を行うとともに、次年度の令和7年度からは契約事務研修の充実などにより更なる理解の浸透を図り、契約事務手続きの適正化につなげていく。